

小高原小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権にかかわる重大な問題である。

いじめは、どの子どもにも、いつどこにでも起こり得る問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んでいく。

そして、相手意識を常にもち、思いやりとたくましさのある子どもを育てることが我々の使命と考える。

そこで、教師としての五つの心構えを示す。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①いじめは絶対に許さない | ②いじめられている子の身になって考える |
| ③いじめを見逃さない目をもつ | ④規律ある厳しくも温かな学級づくりを心がける |
| ⑤思いやりとたくましい子を育てる | |

子どもの心に寄り添い、当たり前のことを当たり前、丁寧に行う子どもを育てることで、小高原小学校からいじめを根絶することを目指していく。

2 学校いじめ対策組織

「特別支援教育、いじめ・不登校対策全体会」を毎月第 1 または第 2 木曜日に設定し、職員全員が共通認識をもち、子どもたち一人一人の状況について、報告し合う場を設定する。

「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」を、毎月 1 回、第 2（4）火曜日に設定する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援学級主任、通級担当、生活指導主任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加え、子どもたち一人一人の状況について報告するとともに、対応についての協議を行う。

これらの取組を通して、一人の教師が抱え込むことなく、学校全体で解決していく雰囲気を作り、組織として対応する。

（1）「学校いじめ対策組織の役割」

ア 「学校防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会で、「小高原小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・6 月と 11 月と 2 月に「生活アンケート」を実施し、結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。また、生活アンケートをもとに教育相談

を行い、子どもの実態を把握する機会とする。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめを発見したときやいじめの相談を受けたとき、またはいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。

・学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

・被害、加害児童の保護者と関係諸機関とともに、子どもをいじめから守る、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を連携して行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、尊重し合い、共に成長していく。

そして学習規律、生活規律がしっかりしている厳しくも温かい学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 全学年が関わるペア活動（友達曜日）を通して、思いやりの心と感謝の心を育てる。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア 定期的なアンケート調査や個人面談などにより、児童の小さなサインも見逃さないようにする。

イ 学級の人間関係を把握する Q-U 検査を 4、5、6 年生で実施し、友達関係の変化や学級での孤立感を把握し、学級経営の改善に生かす。

ウ 教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 子ども SOS ほっとライン 24（24 時間子供 SOS ダイアル）・刈谷子ども相談センター等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 地域や P T A に「いじめ防止モニター」を委嘱し、情報交換会を通して情報の収集に努める。

（３）いじめに対する措置

ア 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、またはいじめの

疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。

イ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「特別支援教育・いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを教職員、年2回（7月・12月）、保護者、年1回（12月）実施し、「特別支援教育・いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証・改善を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「小高原小学校いじめ基本方針」は、4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。